

## 歩行者頭部保護性能評価におけるアクティブデバイスの取扱いについて

### 1. 経緯

自動車が歩行者と衝突した場合に被害を軽減する装置として、ポップアップボンネット、歩行者保護エアバッグなどのアクティブデバイスがあり、従来も自動車アセスメントの歩行者頭部保護性能評価においてこのような装置が作動する場合の評価を行ってきたが、今後、より一層の歩行者保護の観点から、これらのアクティブデバイスの搭載が進むことが見込まれることから、この動向をより一層促進するため、自動車アセスメントにおいても評価において確認すべき点等を文書として明確化することとした。

なお、これらアクティブデバイスの確認方法等については、UN規則の枠組みでも別途議論が行われていることから、今回の対応においては、基本的な事項を決めるに止め、基準における確認方法等が明確になった段階で調和した形で詳細を定めることとする。

### 2. 今回明確化する内容

#### (1) アクティブデバイスの検知・作動の確認

アクティブデバイスが作動した条件で評価を行うためには、アクティブデバイスが実際の事故においても作動することを確認することが必要である。

このため、以下の2つの確認を行う。

- ① アクティブデバイスが保護できるエリアに該当する歩行者の中で作動センサーの検知が最も低いもの（例えば体重の軽い子供等）が衝突した場合でも作動することを国際的に認められている歩行者検知確認用の軽量インパクト（PDI2と呼ばれる。）を基本に用いることでアクティブデバイスの作動を確認する。
- ② アクティブデバイスの作動により被害を軽減する範囲に歩行者の頭部が衝突する場合にアクティブデバイス作動のためのセンサーが反応することを確認する（中心と最外側で確認）。

#### (2) アクティブデバイスが作動しない低速での保護性能の確認

アクティブデバイスが低速時に作動しない自動車は、作動しない速度域においてアクティブデバイスを装備していないものと比較して、歩行者頭部保護性能が低くなる可能性があることから、アクティブデバイスが作動しない低速での保護性能についても一定以上の保護性能を有していることを確認する。